



盛岡市プレスリリース

～ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡～

令和4年10月12日

都市整備部

建築指導課

市政記者クラブ加盟社 各位

令和4年度 違反建築防止週間について

10月15日（土）から21日（金）まで、違反建築防止週間を実施します。

この期間、違反建築防止週間は全国で実施され、建築基準法の目的、制度について認識していただき、安全で住みよい街づくりのために違反建築をなくすことを目的としています。

市では週間行事の一つとして10月18日（火）及び19日（水）の両日、市内全域において建築物が法に適合した状態で建てられているかどうか、公開一斉パトロールを実施するほか、期間中の平日9時～17時に、都南総合支所2階の建築指導課内において建築相談所を設置し、市民の皆さまのご相談にお答えいたします。つきましては、広く一般市民の方にも本週間の趣旨を理解してもらいとともに、違反建築を防止して安心して生活できる空間を確保するため、広報に御協力をお願いいたします。

記

【期 間】令和4年10月15日（土）～21日（金）

【場 所】市内全域

【内 容】建築物等の工事監理、中間検査、完了検査及び違反建築物の是正の徹底

【公開一斉パトロールの実施について】

日 時：令和4年10月18日（火）

出発式：令和4年10月18日（火）午前9時30分から

場 所：都南総合支所北側車庫前

対象区域：市内全域（4地区に分け8班体制で実施。）

対象建物：工事中の建築物

【建築相談所の設置について】

日 時：令和4年10月15日（土）～21日（金）平日9時～17時

場 所：都南総合支所2階建築指導課内

内 容：違反建築物等に関する相談等

【添付資料】「令和4年度違反建築物防止週間実施要領」

【その他】当日は、マスク着用等、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

【問い合わせ先】

盛岡市 都市整備部 建築指導課

担当：査察係 副主幹兼係長 小林 佐保

TEL：601-3288（建築指導課ダイヤルイン）

令和4年度違反建築防止週間実施要領

1 目的

市民が安心して暮らすため、建築物等の工事監理、中間検査、完了検査及び違反建築の是正を徹底し違反建築物を解消するとともに、建築基準法及び建築関係法令の目的・内容について、広く市民に周知を図り、安全な建築の推進と良質な市街地環境の形成に資することを目的とする。

2 期間

令和4年10月15日（土）から10月21日（金）まで。

3 重点事項

- (1) 適切な工事監理の確保が行われるための啓発、指導及びパトロール。
- (2) 中間検査の徹底のための啓発。
- (3) 工事完了検査の徹底のための啓発、工事完了検査申請の督促。
- (4) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する懲戒及び監督処分制度の周知等。
- (5) ブロック塀等の安全点検の啓発、指導及びパトロール。

4 実施事項

(1) 広報活動

ア 「広報もりおか10月1日号」に本週間の実施を掲載し、広く市民に周知する。

イ 市のホームページに本週間の実施を掲載し、広く市民に周知する。

ウ 本週間に関する横断幕（縦1メートル、横10メートル）の設置（市庁舎本館2階）。

エ ポスターの掲示（市本庁舎、若園分庁舎、上下水道局、玉山総合事務所、都南総合支所）

(2) 公開一斉パトロールの実施

10月18日（火）午前9時30分から出発式（場所：都南総合支所北側車庫前）を行い、18日（火）及び19日（水）の両日、午前9時30分から午後3時30分まで、工事中の建築物等のパトロールを実施する。

(3) 建築相談所の開設

10月15日（土）から21日（金）の平日9時～17時まで、建築指導課内に建築相談所を設置し建築相談に応じる。

(4) 建築行政懇談会

建築関係団体等と行政懇談会を開催し、違反建築の実態や今後の取り組みについて情報交換を行う。（11月2日に少人数での会場開催及びリモート開催を予定）

5 本週間終了後の継続事項

本週間を重点期間と位置付け、週間終了後も継続的に違反建築防止対策に取り組む。